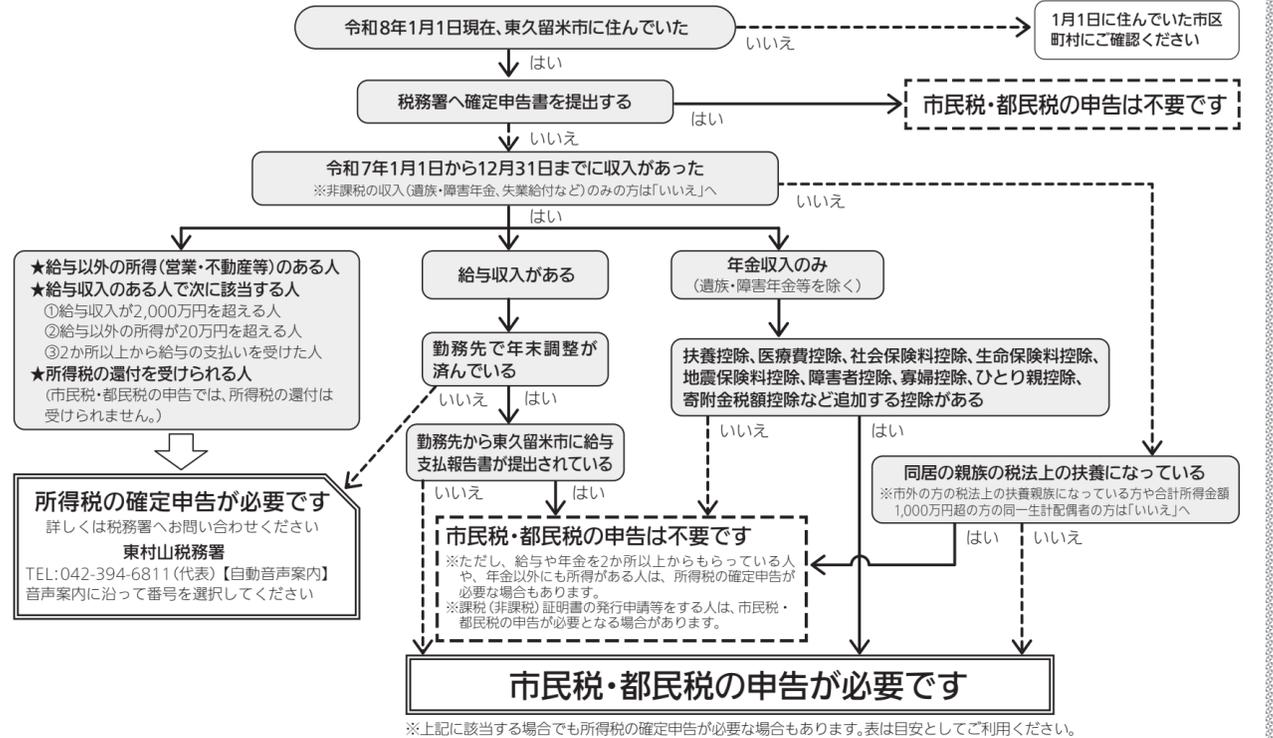


令和8年度 市民税・都民税申告の手びき

申告書を書く前に、この手びきをよくお読みになりご記入のうえ提出してください。なお地方税法等の改正により、一部内容が変わることがあります。

令和8年度の市民税・都民税は前年(令和7年1月1日～12月31日)の所得等をもとに課税します。市民税・都民税の申告書はそのための大切な資料となりますので、この申告の手びきを参考にして、申告期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

◎申告の要・不要チェック表



◎ご注意

※公的年金等の収入が400万円以下、かつその他の所得が20万円以下で確定申告が不要な方でも、市民税・都民税の申告をお願いします。
 ※令和7年中に収入の無かった方も、非課税証明書の発行、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算定、高齢福祉年金等の支給等の基礎資料となりますので、市民税・都民税の申告をお願いします。
 ※分離課税を市民税・都民税で申告される方は、東久留米市役所課税課 市民税係へご連絡下さい。(確定申告で分離課税を申告する方は、提出の必要はありません。)

◎市民税・都民税の申告会場 申告書の提出は申告書を受け取った日から令和8年3月16日(月)までです。

会場	日程	受付時間
わくわく健康プラザ 講堂(滝山4-3-14)	2月2日(月)	午前 9時30分～12時 午後 1時～2時30分
南部地域センター(ひばりが丘団地185)	2月3日(火)	
東部地域センター(大門町2-10-5)	2月4日(水)	
市役所2階 課税課窓口	2月16日(月)～3月16日(月) ※土・日、祝日除く	午前8時30分～午後5時

※竹丘地域市民センターの申告受付会場は開設しませんのでご注意ください。
 ※市民税・都民税の電子申告についてはエルタックスのホームページをご参照ください。
 ※各地域センター等には駐車場がありませんので、車の来場はご注意ください。

【重要】市役所での所得税の確定申告の相談・作成補助は行いません

表中の市役所2階 課税課窓口を含む各申告会場での「所得税の確定申告書」の相談・作成業務は終了しました。確定申告に関する相談・受付は東村山税務署が窓口です。 ※税務署では事前予約制となりますので、必ず確認してください。 紙による確定申告の場合、作成済みの確定申告書は税務署へ提出してください。 市役所でもご自身で完成済みの申告書に限りお預かりしますが、後日まとめて東村山税務署へ回送するため、受付から処理まで時間を要します。

- 提出前に再確認!**
- 記入漏れ等ありませんか?**
- 【すべての方】申告書㉞(住所・氏名・個人番号・生年月日・電話番号)
 - 【すべての方】申告書㉟(本人該当事項・配偶者・扶養親族)
 - 【該当する方】源泉徴収票・控除のための必要書類の添付

提出先 東久留米市役所 市民部 課税課 市民税係

〒203-8555 東久留米市本町3丁目3番1号
電話:042-470-7777(代表)

郵送提出にご協力ください!

配偶者特別控除

○あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が一定額以下の場合該当します。配偶者の合計所得金額を記入してください。
 ※控除額は下記の早見表を参照してください。
 ※配偶者が同居をしていない場合は、申告書裏面「6」に別居の扶養親族の氏名・住所を記入してください。

◎配偶者特別控除額の早見表

配偶者の合計所得金額	納税義務者(扶養する人)の合計所得金額による控除額		
	900万円以下	950万円以下	1000万円以下
58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

※配偶者控除を受けられる方は配偶者特別控除は受けられません。配偶者特別控除を受けられる方は上記表のとおりです。

特定親族特別控除

○あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が一定額以下の控除対象扶養親族に該当しない者年齢19歳以上23歳未満の親族(以下「特定親族」といいます。)がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。特定親族の合計所得金額を記入してください。
 ※控除額は下記の早見表を参照してください。
 ※特定親族が同居をしていない場合は、申告書裏面「6」に別居の親族の氏名・住所を記入してください。

◎特定親族特別控除額の早見表

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

勤労学生控除

○あなたが学生で、合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の場合該当します。控除額は26万円です。
 ※在学の証明を添付してください。

基礎控除

○控除額は、あなたの合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

力 3. 特別徴収された配当割および株式譲渡割の金額

○特定口座年間取引報告書等を添付してください。記入は不要です。
 ○株式譲渡割の金額の申告がある人は、市民税・都民税申告書とは別に市民税・都民税申告書(分離課税等用)の提出が必要となります。市民税・都民税申告書(分離課税等用)に特定口座年間取引報告書等をご覧になりながら記入してください。その上で、市民税・都民税申告書と併せて東久留米市役所課税課へ提出してください。分離課税等用の申告書については課税課に用意しておりますので、ご連絡ください。

幸 4. 住宅借入金等特別税額控除

○所得税で住宅借入金等特別控除の適用を受けている人で、所得税から控除しきれなかった場合、翌年度の市民税・都民税から控除できます。
 ○住宅借入金等特別控除可能額及び居住開始年月日を記入してください。
 次の①と②のいずれか少ない金額を市民税(3/5)と都民税(2/5)から控除
 ① 所得税から控除しきれなかった額
 ② 下表の控除限度額

入居年月	(1)	(2)
	平成26年4月～令和3年12月(注1)	令和4年1月～令和7年12月(注2)(注3)
控除限度額	A×7% (最高136,500円)	A×5% (最高97,500円)

※表中のAは所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額)です。

(注1)住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合に限ります。
 (注2)令和4年中に入居した人のうち、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、(1)の場合の控除限度額と同じとなります。
 (注3)令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は、控除対象外となります。

1年目の方は、税務署で住宅借入金等特別控除の適用を受けるための所得税の確定申告を行う必要があります。
 2年目以降の方は、給与所得のみで年末調整において住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合、給与支払報告書が勤務先から東久留米市役所へ提出されていれば、手続きや申告の必要はありません。

7 5. 給与・年金以外の所得に係る市民税・都民税の納付方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する市民税・都民税については、徴収方法を選択できます。給与から差引くことを希望する場合は「給与から差引き」を○で囲み、給与から差引かず、自分で納付する場合は「自分で納付」を○で囲ってください。

工 寄附金税額控除

○あなたが下記のいずれかの団体等に対して2千円を超える寄附を行った場合は、市民税・都民税から控除することができます。

- ①都道府県又は市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)
 - *東日本大震災に係る寄附金も対象となります。(国または著しい被害が生じた地方自治体に対するものや、財務大臣が指定したものと、一定の基準を満たしたものと)
 - *国(東日本大震災に係るものは除く)や政党等への寄附は対象とはなりません
 - *指定対象外団体への寄附は特別控除の対象とはなりません
- ②住所地の共同募金会又は日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの
- ③その他東京都又は東久留米市が条例等により指定する団体への寄附金(市民税のみ控除、都民税のみ控除となる場合もあります。)

○申告手続き

- 所得税の寄附金控除と市民税・都民税の寄附金税額控除の両方の適用を受ける人寄附金受領証明書添付し、確定申告書を税務署へ提出してください。市民税・都民税申告書の提出は必要ありません。
- 市民税・都民税の寄附金税額控除の適用のみを受ける人寄附金受領証明書添付し、寄附先および、寄附金額を記入して東久留米市役所課税課へ提出してください。また寄附先が2ヶ所以上ある場合は合計額を寄附金額の欄に記入してください。①②の欄は記入不要です。
- ふるさと納税ワンストップ特例を受ける人確定申告書又は市民税・都民税申告書の提出は不要です。提出されますと、ふるさと納税ワンストップ特例が受けられなくなります。ふるさと納税ワンストップ特例を受けずに、ふるさと納税について通常の控除を受ける場合は、上記「i」のとおり申告してください。

※ふるさと納税ワンストップ特例について

確定申告の不要な給与所得者等が、ふるさと納税をし、寄附先に特例の申請をした場合には、申告せずに控除を受けることができます。この特例を受けると、所得税からの控除はされず、その分も含めた控除額が、ふるさと納税を行った翌年度の市民税・都民税から控除されます。

ただし、次の場合には、ふるさと納税ワンストップ特例を受けられなくなります。

- (1)確定申告書又は市民税・都民税申告書を提出した場合
- (2)寄附先の自治体が5団体を超えた場合
- (3)寄附先に申告した住所が、令和8年1月1日現在の住所と異なる場合

才 ※該当がない場合は必ず【該当なし□】に○をしてください。

寡婦控除

○あなたがひとり親ではなく、次のいずれかの場合該当します。控除額は26万円です。
 (1)夫と離婚した後婚姻をしてらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人。
 (2)夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人。
 ※あなたが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合、寡婦控除は受けられません。

ひとり親控除

○あなたが、現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない一定の人で、次の3つの要件の全てに当てはまる場合該当します。控除額は30万円です。
 (1)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
 (2)生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人)がいること。
 (3)合計所得金額が500万円以下であること。

障害者控除

○あなたや、あなたが扶養する配偶者、その他の親族が障害者である場合該当します。該当者が本人、配偶者、配偶者以外の扶養親族、それぞれで記入欄が異なりますのでご注意ください。
 ○障害の範囲は、知的障害者、その他身体障害者手帳、戦傷病者手帳をもっている人、福祉事務所長の認定を受けている人などです。
 ○特別障害者とは、心神喪失の常況にある人(精神障害者保険福祉手帳1級)、重度の知的障害者(愛の手帳1度・2度)、身体障害者手帳1級・2級の人、戦傷病者手帳第3項3症までの人、被爆者健康手帳を持っている人などです。
 ○要介護認定について
 要介護認定を受けている人について、障害者控除を受けようとする場合には、障害者控除対象者認定書を必ず申告書に添付して下さい。
 ○控除額は各障害者1人につき26万円(特別障害者は1人につき30万円)です。同居の特別障害者の場合は同居分の23万円が加算され、53万円になります。
 ※該当している場合には、その人の障害の等級等を記入してください。

配偶者控除・扶養控除

○あなたと生計を一にする配偶者、親族で合計所得金額が58万円以下の人がいる場合該当します。控除額は次のとおりです。

納税義務者(扶養する人)の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者※
900万円以下	33万円	38万円
950万円以下	22万円	26万円
1000万円以下	11万円	13万円

※昭和31年1月1日以前に生まれた人
 注)納税義務者(扶養する人)の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者は扶養に入ることができますが、控除額は発生しません(同一生計配偶者)。あなたが同一生計配偶者に該当する場合は、申告書裏面「1,③」□控除欄にチェックをお願いします。

◎扶養控除

区分	控除額
年少扶養(平成22年1月2日以降に生まれた人)	控除なし
特定扶養(平成15年1月2日～平成19年1月1日に生まれた人)	45万円
老人扶養(昭和31年1月1日以前に生まれた人)	38万円
同居老親(老人扶養のうち直系尊属が同居している人)	45万円
その他の扶養(昭和31年1月2日～平成15年1月1日に生まれた人および平成19年1月2日～平成22年1月1日に生まれた人)	33万円

※氏名、生年月日、同居、別居、続柄、障害がある場合は等級を必ず記入してください。
 ※配偶者・扶養親族が同居をしていない場合は、申告書裏面「6」に別居をしている扶養親族の氏名・住所を記入してください。
 注)16歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されましたが、課税・非課税の判定などに使用するため、「配偶者以外の扶養控除」の記入欄に記入してください。

申告書の書きかた

見本

ア

※ 税務署に令和7年分の確定申告書を提出する方は、この申告書を提出する必要はありません。

現住所・氏名	令和8年度 市民税・都民税 申告受付書	東久留米市役所 課税課市民税係
様	東久留米市本町三丁目3番1号 TEL 042-470-7777 (内) 2333-2337	



切りとらないでください。

令和8年度市民税・都民税申告書

(令和7年1月1日から12月31日までの内容を記入してください。)

受付	転写	入力	メモ	扶養	照合	控返送	確定書内
文書番号				整理番号			

1 所得金額	(A) 収入金額(円)	(B) 必要経費の額(円)	(C) 専従者控除額(円)	所得金額(A)-(B)-(C)
事業等				
農業				
不動産				
利子				
配当				
給与				
雑所得				
譲渡一時				
合計	①	②	③	④

2 所得控除	控除額(円)	所得税控除額(円)
雑所得控除		
医療費控除		
社会保険料控除		
小規模企業共済等掛金控除		
生命保険料控除		
地震保険料控除		
寄附金控除		
合計	⑤	⑥

3 特別徴収された配当割および株式譲渡割の金額	控除額(円)	所得税控除額(円)
配当割額		
株式譲渡割額		
合計	⑦	⑧

4 住宅借入金等特別控除	控除額(円)	所得税控除額(円)
住宅借入金等特別控除可能額		
合計	⑨	⑩

5 給与・公的年金等以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与以外の所得に係る市民税・都民税の納付方法の選択)	控除額(円)	所得税控除額(円)
給与・公的年金等以外		
合計	⑪	⑫

※申告書見本のア～クは説明文のア～クと対応しています。

この欄は必ず記入してください。

住所……………あなたが令和8年1月1日現在住んでいた住所を記入してください。
(その後転出・転居した場合は、転出・転居先の住所を現住所欄に記入してください。)

氏名、個人番号、生年月日、電話番号……………あなたの氏名、個人番号(マイナンバー)、生年月日、電話番号です。

1. 所得金額

所得の種類	内容	所得金額の計算方法
営業等	小売業、製造業、外交員、医師など	(収入金額) - (必要経費)
農業	農産物の生産など	
不動産	家賃、地代など	
利子	公社債、預貯金の利子など (分権課税されているものは除く)	1. 但し、利子所得は除きます。 2. 営業等、農業、不動産の必要経費は申告書表面「7」で計算してください。 3. 配当所得について、申告分離課税を選択する方は課税課までご連絡ください。申告分離課税を選択する方は、③の欄は記入不要です。
配当	株式や出資の配当など	
給与	俸給、給料、賃金、賞与など	(収入金額) - (給与所得控除額) - (所得金額調整控除額) 1. 申告書には、給与収入の金額を記入してください。 2. 源泉徴収票を添付してください。 3. 源泉徴収票のない人は、申告書裏面「4」の給与収入に明細を記入してください。給与所得控除額の計算方法については下表を参照してください。 4. 特定支出控除を受けられる人は、必要書類を添付してください。

◎給与と所得控除額の計算方法

給与収入金額	給与所得控除額
0円 ~ 1,625,000円	
1,625,001円 ~ 1,800,000円	650,000円
1,800,001円 ~ 1,900,000円	
1,900,001円 ~ 3,600,000円	収入金額×30% + 80,000円
3,600,001円 ~ 6,600,000円	収入金額×20% + 440,000円
6,600,001円 ~ 8,500,000円	収入金額×10% + 1,100,000円
8,500,001円 ~	1,950,000円(上限)

※給与収入金額が660万円未満の場合は、所得税別表第5によるため、上記の連算表による控除額とは若干の違いが生じる場合があります。

◎所得金額調整控除

- あなたが給与収入850万円超で次のいずれかの場合該当します。
該当している場合には、申告書裏面「5」欄を必ず記入してください。
イ あなたが特別障害者である。
ロ 年齢23歳未満(平成15年1月2日以降生)の扶養親族を有する。(該当する扶養親族について裏面「5」欄に記入してください。)
※扶養控除を適用している必要はありません。(夫婦ともに所得金額調整控除を受けることができます。)
ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。(該当する扶養親族について裏面「5」欄に記入してください。)
所得金額調整控除額 = |給与収入金額(上限1,000万円) - 850万円| × 10%
- あなたに給与所得と年金雑所得の両方があり、その合計が10万円超の場合該当します。
所得金額調整控除額 = |給与所得金額(上限10万円) + 年金雑所得金額(上限10万円)| - 10万円

※①②の両方に該当する場合は、①の金額を控除した後に、②の金額を控除します。

雑	公的年金等	(収入金額) - (公的年金等控除額)
	※注意 遺族が年金形式で受け取る 生命保険金、遺族年金、 障害年金等は含みません	※公的年金等控除額の計算方法については下表を参照してください。(小数点以下は切り上げになります。)
	業務に係るもの (原稿料、講演料又はネット オークションなどを利用した 個人取引若しくは食料品の 配達などの副収入など)	(収入金額) - (必要経費) ※収入の分かるものを添付してください。 ※業務に係るものの必要経費はご自身で 計算し、領収書等は保管してください。
	その他 (生命保険の年金、互助年金 など上記以外のもの)	

◎公的年金等控除額の計算方法(公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合)

公的年金等収入金額	公的年金等控除額
0円 ~ 3,300,000円	1,100,000円
3,300,001円 ~ 4,100,000円	公的年金等の収入×25% + 275,000円
4,100,001円 ~ 7,700,000円	公的年金等の収入×15% + 685,000円
7,700,001円 ~ 10,000,000円	公的年金等の収入×5% + 1,455,000円
10,000,001円以上	1,955,000円
公的年金等収入金額	公的年金等控除額
0円 ~ 1,300,000円	600,000円
1,300,001円 ~ 4,100,000円	公的年金等の収入×25% + 275,000円
4,100,001円 ~ 7,700,000円	公的年金等の収入×15% + 685,000円
7,700,001円 ~ 10,000,000円	公的年金等の収入×5% + 1,455,000円
10,000,001円以上	1,955,000円

※申告書には、公的年金等収入金額を記入してください。 ※公的年金等の源泉徴収票が、金額のわかる書類を添付してください。
※公的年金等を2ヶ所以上からもらっている人はその合計額で計算してください。
※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超の方は市ホームページを参照してください。

譲渡一時	不動産以外の資産の譲渡・ 生命保険金、賞金、懸賞金 など	{(収入金額) - (必要経費) - (特別控除)} × 1/2 ※特別控除は50万円です。 ※短期譲渡所得の金額については×1/2しません。
------	------------------------------------	---

2. 所得控除

雑損控除
○あなたや、総所得金額等が58万円以下の配偶者、その他の親族であつたと生計を一にする人が災害、盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合に記入する欄です。
○控除額は次の算式により計算されます。
(差引損失額 - 総所得金額等の10%)と(差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円)とのいずれか多い方の金額 = 控除額
※この控除を受ける場合、控除に関する証明書を添付してください。

医療費控除
○あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費がある場合に記入する欄です。この控除を受ける場合には、医療費控除の明細書を添付してください。明細書は市ホームページに掲載しております。領収書のみではできません。
(https://www.city.higashikurume.lg.jp/kurashi/zei/shizei/juminzei/1016093/keisan/1018960.html)
※領収書の添付は不要になりました。ただし、明細書の記入内容の確認のため、明細書の提出から5年間までは、市から領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。
○従来医療費控除
(支払医療費 - 保険金などで補填される金額) - (総所得金額等×5%) = 控除額
※控除額の上限は200万円です。
○セルフメディケーション税制(特例)
(支払医療費 - 保険金などで補填される金額) - 1万2千円 = 控除額
※控除額の上限は8万8千円です。
○従来医療費控除とセルフメディケーション税制の両方を適用することはできません。



社会保険料控除
○あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族の負担すべき国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料(領収書等添付)、介護保険料、雇用保険料、任意継続健康保険料などの社会保険料を令和7年中にあなたが支払った場合、その全額が控除されます。
※生計を一にする配偶者、その他の親族の年金から天引きされている介護保険料や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は申告者の社会保険料控除とはなりません。
※平成26年4月から、2年分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納めることができることになりました。前納された国民年金保険料に係る社会保険料控除については、以下の方法のいずれかを選択することができます。
(1) 全額を納めた年に控除
(2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除
令和7年に2年前納して、各年に控除する方は、控除証明書のうち令和7年分の1枚を切り離し提出してください。

小規模企業共済等掛金控除
○令和7年中にあなたが支払った第1種共済掛金や心身障害者扶養共済金、確定拠出年金法の規定による個人型年金加入者掛金がある場合、全額が控除されます。

生命保険料控除
○あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族を受取人とする、支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がある場合に記入する欄です。保険会社等で発行された証明書に記載されている保険の種類、新旧契約の区分を確認し、支払額を記入してください。
※この控除を受ける場合は、保険会社などで発行する証明書を添付してください。なお、控除等の計算方法については市ホームページ「所得控除とは(その他の控除)」を参照してください。⑬所得税控除額は記入不要です。

地震保険料控除
○あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他親族の有する家屋で常時その居住用に供するもの又はこれらの人の有する生活用財産を保険若しくは共済の目的とし、地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金を支払った場合、記入する欄です。
○旧長期契約とは、平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約です。平成20年度で廃止となった損害保険の経過措置として、以下の要件を満たす場合、控除が受けられます。
(1) 保険期間又は共済期間の満了後返戻金を支払う旨の特約のある契約であること。
(2) 保険期間又は共済期間が10年以上のものであること。
(3) 平成19年1月1日以後に契約の変更をしていないもの。
○地震保険契約とは、旧長期契約以外のものをいいます。
※これらの控除を受ける場合は、保険会社などで発行する証明書を添付してください。なお、控除等の計算方法については市ホームページ「所得控除とは(その他の控除)」を参照してください。⑬所得税控除額は記入不要です。
※税制改正等により、控除額等が変更となる可能性があります。

所得や控除の計算方法等詳細については、市ホームページからも参照できます。



https://www.city.higashikurume.lg.jp/kurashi/zei/shizei/juminzei/1016093/keisan/index.html

年金収入のみの方および昨年1年間収入がなかった方向けの申告書の書き方を動画でご案内しています。(市ホームページ内から視聴できます)



https://www.city.higashikurume.lg.jp/kurashi/zei/shizei/juminzei/1016093/1000853.html

事務所・事業所・家屋敷
あなたが東久留米市内に事業を営むための事務所や事業所を有し、東久留米市外に住所をもっている場合、またはあなたの家族が東久留米市内に居住し、あなたが東久留米市外に住所をもっている場合(海外出張を含む)、申告書表面「3」に記入してください。※均等割が課税されます。